

防人1第1043号  
16.2.12  
改正 防人計第354号  
19.1.9

長官官房長  
施設等機関の長  
各幕僚長  
統合幕僚会議議長 殿  
技術研究本部長  
契約本部長  
防衛施設庁長官

## 事務次官

### 隊員のフリー・マーケットへの関与について（通達）

隊員の綱紀の厳正な保持については、従来から注意を喚起してきたところであるが、昨年8月、武器の取扱いについて高い見識と責任を求められる自衛官がその自覚を欠き、民有地において爆発事故を起こすとともに、自宅等において武器及び弾薬を不法に所持し、住民に多大な不安を与えた事案が発生したことは、誠に遺憾である。

当該事案では、当該自衛官が、沖縄市に所在する米軍の嘉手納弾薬庫地区において違法に行われていたのみの市等のいわゆるフリー・マーケット（以下単に「フリー・マーケット」という。）に出店等していた可能性があるが、隊員が業として売買を行ってはならないのはもちろんのこと、仮に、フリー・マーケットにおいて、隊員としてふさわしくない売買行為を行うようなことがあれば、自衛隊に対する国民の信頼を損なうだけでなく、犯罪に利用される可能性も懸念される場所である。

自衛隊の諸活動を通じて、国民の信頼と期待が高まりつつある中、大臣官房長等においては、従来にも増して、自衛隊の使命を自覚し、国民に自衛隊に対する不信の念を抱かせ、その威信を失墜させることのないよう、下記の事項について管下の隊員に対して周知徹底を図りたい。

なお、隊員のフリー・マーケット等への関与のあり方については、人事関係施策等フォローアップ会議等において検討を深化させ、更なる措置を講じることとする。

## 記

- 1 隊員は、法令その他の定めにより認められていない場所において開催されるフリー・マーケットへの出店又は出品を行ってはならない。
- 2 隊員は、巷間に流通した場合に、自衛隊に対する国民の信頼を損なうだけでなく、犯罪に利用される可能性が懸念される制服、階級章等（私費で購入したものを含む。）をフリー・マーケットに出品することは隊員としてふさわしくない行為であることから、これを行ってはならない。
- 3 隊員は、他の隊員が第1項の出店又は出品を行っていること又はフリー・マーケットにおいて制服、階級章等が出品されていることを知り得た場合には、その旨を速やかに上司に報告するものとする。